

\*\*\*\*\*

# 地域交流スペース 利用規約

\*\*\*\*\*

医療法人社団 恵正会

施行 令和 2年 11月 1日  
一部改正 令和 6年 7月 3日

# にのみや地域医療・介護サポートセンター 地域交流スペース利用規約

## (目的)

第1条 本利用規約は、医療法人社団恵正会 にのみや地域医療・介護サポートセンター（以下「サポートセンター」という）の地域交流スペースの利用に関して必要な事項を定めたものである。また、地域福祉の拠点として、医療・福祉や健康に関する啓発活動や講習会、研修会、会議、趣味活動の場として、地域住民の交流の場となることを目的とする。

## (利用手続)

第2条 地域交流スペースの利用を希望する者は、所定の利用申込書に必要な事項を記入し、サポートセンターへFAX又は持参して利用申請を行うものとする。

- 2 中学生以下の利用については、保護者の同伴を原則とする。また高校生のみの利用は、保護者又は担任教諭等を申請者欄に記入する。

## (利用承認等)

第3条 サポートセンターは、利用承認の可否について、利用申請者に通知又は電話連絡するものとする。但し、公共又は公用のために実施する事業は優先して許可する。

- 2 サポートセンターが、地域交流スペースの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付すことができる。

## (利用許可の制限)

第4条 前条の規約にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、地域交流スペースの利用を許可しない。

- (1) 利用が営利目的・宗教や政治的集会と認められたとき
- (2) 利用が公序良俗に反する恐れがあると認められたとき
- (3) 来場者・会場周辺及び近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- (4) 建物又はその付属物を汚損し、もしくは破損する恐れがあるとき
- (5) その他、管理及び社会通念上支障があると認められるとき

(利用料)

第5条 地域交流スペースの利用料は、原則として無料とする。

(利用時間)

第6条 利用時間は、平日12時30分から17時30分までとする（1時間単位で利用可能）。

2 利用時間は、事前の準備及び事後の清掃などの時間を含むものとする。

3 利用時間の延長を希望する場合は、利用終了時間の30分前までにサポートセンターの承認を得なければならない。

(厳守事項)

第7条 利用者は、次の事項に該当する項目を厳守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた以外の施設又は設備、器具等を使用しないこと
- (2) 許可なく建物、ガラス等に広告物を掲示し、または釘類を打ち込まないこと
- (3) 許可なく火気を使用しないこと
- (4) 許可なく器具、什器等を施設外に持ち出さないこと
- (5) 許可なく危険もしくは不潔な物品または動物を持ち込まないこと
- (6) 利用申込と異なる利用をしないこと
- (7) 喫煙をしないこと
- (8) 可部中央クリニック駐車場以外へ駐車をしないこと
- (9) 飲食物を出す場合には必ずサポートセンターの承認を得ること
- (10) 飲食等に伴うごみは利用者の責任において持ち帰ること
- (11) 利用後は必ず清掃を行うこと

(入場の制限)

第8条 サポートセンターは、前条の遵守事項に違反し、又は次の各号のいずれかに該当する者に対し、地域交流スペースへの入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病があると認められる者
- (2) 他人に危害または迷惑を及ぼす恐れがある者
- (3) その他、管理又は社会通念上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第9条 利用者は利用中に建物又は付属備品等を損傷した場合は、当法人が裁定する損害額を賠償しなければならない。

- 2 荷物の盗難・損傷及び利用者の怪我・事故（車両を含む）に対して、当法人は一切の責任を負わず、利用申請者において負うものとする。

（個人情報保護）

第10条 地域交流スペースの利用に際して取得した個人情報は、当法人の「個人情報保護方針」に従い、適切に取り扱うものとする。

- 2 当法人は、「個人情報保護法」に定めのある場合を除き、あらかじめ地域交流スペース利用者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはできない。

## 附 則

（施行）

第1条 この規程は、令和2年11月1日より施行する。